

# 見積書のご説明

令和3年3月1日  
見積有効期限: 令和3年5月31日

## 御見積書

法務 一 郎 様

下記のとおり御見積り申し上げます。

福岡県  
司法  
〒830-  
福岡県久  
TEL.0942-39-2265 FAX

この項目は「実費」であり、本来はお客様がご自身で手続を行う部分ですが、司法書士が代行いたします。

司法書士の報酬(当事務所の料金)ではありません。

御見積額 金 118,592 円

区分	種 別	報 酬 額	登録免許税又は印紙税等
手続の代理・書類の作成・相談	所有権移転登記(相続)	42,200 円	46,900 円
	個数加算	1,200	
	登記情報事前閲覧		668
	添付情報取得	4,600	4,300
	添付情報作成	7,900	
	登記事項証明書	700	960
小 計	①	金56,600 円	② 金52,828 円
その他費用	郵便料金等	3,504 円	
小 計	③	金3,504 円	
合 計	①+②+③	④	金112,932 円
消 費 税	①×消費税率	⑤	金5,660 円
源泉所得税	(① - 10,000円)×10.21/100	⑥	円
差引受領額	④+⑤-⑥		金118,592 円
備 考	登記申請予定日の前日までにお支払いください(入金の確認をもって登 お振込の場合は、下記の口座をお願いいたします。 福岡銀行 久留米営業部 普通預金 ■■■■■ 預り口 司法書士 渡辺 和也 (アズカグチ 恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担くださいますようお願い		

この金額は、お客様からお預かりして国に納付する【登録免許税】です。  
...司法書士による納付手続の代行

↑固定資産評価額の0.4%です。

司法書士が立て替えた支出済の「実費」の清算です。

司法書士の報酬(事務所の料金)は、この金額のみです。

主に、遠方の市役所に戸籍請求をしたり、遠方の法務局に添付書類を送付提出する際の郵便料金の実費です。

【登録免許税】の納付手続につきましては、この司法書士による代行のほかに2つの方法がございます。

① お客様ご自身で金融機関において納付書により納付することができます。事前に納付していただき、その領収書をお預かりして登記申請書の添付書類として法務局に提出することとなります。この方法をご選択される場合は納付の仕方をご案内いたしますのでご連絡ください。

② お客様ご自身で郵便局や法務局で収入印紙を購入して納付することができます。事前に購入していただき、収入印紙をお預かりして登記申請書の添付書類に貼付することとなります。この方法を選択される場合も前もってご連絡ください。

(注)源泉所得税額は、源泉課税額(報酬額①から10,000円を差し引いた額)の10.21/100です。